

第 5 回 柏市 農業委員会 総会 議事録

1 令和 6 年 1 2 月 6 日 (金) 柏市 農業委員会 総会を 柏市 農業委員会 会長 染谷 茂が招集した。

2 場所 市役所分室 3 第 4 会議室 午後 2 時 0 0 分

3 出席した委員は次のとおりである。

< 農業委員 >

1 番	岡 田 英 夫	2 番	染 谷 織 恵
3 番	平 川 徹	4 番	深 山 敬 子
5 番	坂 卷 洋 行	6 番	豊 田 佐智子
7 番	伊 藤 透	8 番	大 宮 茂 男
9 番	成 嶋 君 美	1 0 番	染 谷 茂
1 1 番	橋 本 英 介	1 2 番	谷 田 貝 和 代
1 3 番	村 越 等	1 4 番	山 崎 明 久
1 5 番	日 暮 悟	1 6 番	遠 藤 秀 生

1 6 名中 1 6 名出席

< 農地利用最適化推進委員 >

1 7 番	寺 島 和 彦	1 8 番	関 根 勝 敏
1 9 番	林 敏 夫	2 0 番	清 水 良 晃
2 1 番	鹿 倉 健 次	2 2 番	友 野 博 之
2 3 番	木 村 美智子	2 4 番	富 澤 智 彦
2 5 番	坂 卷 儀 治	2 7 番	中 村 衛
2 8 番	嶋 田 等	2 9 番	江 口 武
3 0 番	鈴 木 幸 夫	3 1 番	大 塚 信 幸

1 5 名中 1 4 名出席

4 欠席した委員は次のとおりである。

2 6 番 砂 川 晴 彦

5 出席した事務局職員は次のとおりである。

統括リーダー 兼 岡 洋 和

主 事 長 塚 智 史

6 本日の会議に付議した議案は次のとおりである。

議案第1号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請
に対する県への意見の送付について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意
見の送付について

議案第3号 農用地利用集積計画の決定について（その1～その
4）

議案第4号 農用地利用集積等促進計画案への意見について

議案第5号 特定農地貸付の承認申請について

7 報告事項

（1）農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理
通知書の交付について

（2）農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理
通知書の交付について

（3）農地法第18条第6項の規定による通知の確認について

（午後2時00分開議）

議長 本日は、お忙しいところご参集いただきまして、ありがとうございます。

ただいまより第5回農業委員会総会を開催いたします。

本日の出席委員は農業委員16名中16名、推進委員15名中14
名の出席でございます。

よって、定足数に達しておりますので、会議は成立しておりますこ
とをご報告いたします。

それでは、着座して進めさせていただきます。

議長 日程1、議事録署名委員を選任したいと思いますが、選任方法
はいかがいたしましょうか。

(「議長一任」の声あり)

議長 ありがとうございます。「議長一任」ということですが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは、指名をいたします。

橋本英介委員，谷田貝和代委員，よろしくお願いいたします。

議長 次に，日程２，一般報告事項につきましては，お手元の配付資料のとおりでございますので，ご了承願います。

今月の担当は，第１調査会であります。

調査会の概要説明及び前回の巡回パトロールの報告について，成嶋委員長よろしくお願いいたします。

成嶋委員長 農地第１調査会は，去る１２月２日，３日，令和６年度第９回農地調査会を実施しました。

今回の調査事案である農地法第５条計画変更１件，第５条５件，特定農地貸付１件について，現地調査並びに面接調査を行いました。

次に，令和６年８月に開催された第１回総会の議案第１号から第３号までの計１１件について，巡回パトロールの結果報告を受けました。

特に問題のある案件はありませんでした。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

それでは，日程３，議事に移ります。

議案を上程いたします。

議案第１号「農地法第５条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する県への意見の送付について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局，お願いします。

(議長の名で事務局が総括説明)

議長 ありがとうございます。

それでは、審議に入ります。

1 番から 5 番につきましては、一体の事業ですので一括して調査結果の報告を成嶋委員長お願いいたします。

成嶋委員長 1 番から 5 番についてご報告します。

調査会資料は、3 ページからになります。

本件は、令和 6 年 6 月 1 1 日付けで許可のあった●●の畑●●筆、車両置場用地への転用について、隣接する農地を購入し、車両置場用地を拡大するため、計画を変更するものです。

申請地は、●●の畑●●筆、合計●●㎡です。

申請地周辺は市街化区域に近接し、10ha 未満の区域の農地であることから、第 2 種農地と判断しました。

譲受人は、●●として、●●を営んでおり、車両置場約●●台分を設置する農地法第 5 条の許可を受けましたが、移転前は常時●●台の車を確保しており、なお、容量が不足しているため、新たな場所を継続して探していました。今回、隣接する●●の畑●●㎡を購入し、●●台分の駐車スペースを追加して、計●●台分を確保するため、今回の計画変更承認申請に至ったものです。

駐車スペースの広さ以外の計画内容に変更はなく、整地は必要ですが、土地の搬出入や盛土などは必要ないレベルと考えており、後背地に関しては、樹木の伐採、伐根を行います。厚み 15cm の砂利を敷き、転圧により地盤を固めます。周辺は、盗難防止の観点から高さ 2m の鋼板で囲み、出入口には門扉を設置し、施錠します。

被害防除対策についても変更はなく、用水は特に必要なく、雨水は自然浸透とします。整備中はガードマンを配置し、事故が起きないように配慮します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果、農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については適正であると認め、第 1 調査会として

は承認相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1 番から 5 番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、1 番から 5 番を承認いたします。

議案第 1 号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 次の議案に入ります。

議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局、お願いします。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 それでは、審議に入ります。

1 番及び 2 番につきましては、一体の事業ですので一括して調査結果の報告を成嶋委員長お願いいたします。

成嶋委員長 1 番及び 2 番についてご報告します。

調査会資料の10ページからになります。

本件は、所有権移転に伴う車両置場への転用許可申請です。

申請地は、●●の畑●●筆、合計●●㎡です。

申請地周辺は、甲種・1種・3種のいずれにも該当しない生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。

譲受人は、●●を営んでおり、●●の土地を賃借し、車両置場として運送用の4tトラック●●台を置いていましたが、既存施設を返還することとなり、新たに車両置場が必要となったこと、また事業拡大のため既存施設よりも広い土地が必要になったため、今回の申請に至ったものです。

計画内容は、既存施設から4tトラックロングを●●台移動させて置き、新規で4tトラックロングを●●台、2tトラック●●台を購入して置きます。

西側道路との境全面を出入口とし、厚さ10cmのコンクリート舗装とします。外周を高さ3mの新設万能塀で囲みます。

被害防除対策としては、厚さ30cmの砂利敷きで整地し、雨水は自然浸透させます。工事中は誘導員を配置し、安全に配慮して工事します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果、農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第1調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番及び2番について、何か質問ございませんか。

はい、どうぞ。

山崎委員 前の道路の幅はどのくらいあるんですか。

成嶋委員長 4 m 5 0 ぐらいですね。

山崎委員 4 t ロングを区域内に。

成嶋委員長 全面 2 0 . 8 5 m ぐらいの出入口に、全面を全部出入口にしちゃうそうですから。

山崎委員 斜めに出ていくわけですね。

成嶋委員長 大丈夫だと思います。

山崎委員 分かりました。

議長 そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がありましたので、1 番及び 2 番を承認いたします。

次の審議に入ります。

3 番について調査結果の報告を成嶋委員長お願いいたします。

成嶋委員長 3 番についてご報告します。

調査会資料は、1 7 ページからになります。

本件は、使用貸借権の設定に伴う農地造成の許可申請です。

申請地は、●●の畑●●筆、合計●●㎡です。

該当地は農用地区域であります。一時的な利用に供するために行う事業による不許可の例外と判断いたしました。

譲受人は●●で●●を営んでおり、当該地は水はけが悪く、田として耕作ができる状況ではなく、所有者から土壌改良の依頼があり、農地造成を行うため、今回の申請に至ったものです。

計画内容は、現状地盤よりのかさ上げを行い、平均盛土高は 1 . 7

7 mとします。工事中は進入路に鉄板を敷き通路としますが，工事完了後は撤去します。また，境界くいを復元します。隣接地沿いに延長260 m，高さ30 cm，幅90 cmの小堤を築堤します。埋立て方法は，単純埋立てにより1 m覆土します。農地復元後は，●●の作付けを行います。

被害防除対策として，雨水は築堤を設け自然浸透とします。申請地は，盛土して30度未満の法面を施工します。工事中は誘導員を配置し，安全に配慮し工事します。

以上のとおり，現地調査並びに面接調査の結果，農地転用関係事務指針に基づき審査したところ，農地の区分ごとの許可基準である立地基準，資力・信用等による転用の実現性，周辺農地への影響等について審査する一般基準については，適正であると認め，第1調査会としては許可相当と判断しました。

なお，譲受人に対し，許可された場合には，申請内容に基づき，責任をもって履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

3番について何か質問はございませんか。

はい，どうぞ。

山崎委員 土の搬入は大型で入るんですか。

成嶋委員長 そうです。10 t ダンプです。

山崎委員 10 t ダンプ。

成嶋委員長 はい。

山崎委員 道がなんか狭いような感じがするんですけれども，どちらから入るんですか。

成嶋委員長 ハウスのほうです。

山崎委員 ハウスのほう。埋める前あたりは山があつて、なんか当たりそうな気がするけれども。

成嶋委員長 枝を切るそうです。

山崎委員 分かりました。

議長 そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、3番を承認いたします。
次の審議に入ります。

4番について調査結果の報告を成嶋委員長お願いします。

成嶋委員長 4番についてご報告します。

調査会資料は、24ページからになります。

本件は、賃借権の設定に伴う駐車場及び仮設コンテナハウス置場への転用許可申請です。

申請地は、●●の畑●●筆、●●㎡です。

申請地周辺は甲種・1種・3種のいずれにも該当しない生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。

譲受人は、申請地の近くで実施する物流倉庫新築工事に伴い、工事期間中の一時転用として、協力会社用駐車場及び仮設コンテナハウス設置用地とするため、今回の申請に至ったものです。

計画内容は、該当土地全体にブルーシートを敷き、その上に208枚の敷き鉄板を敷き込みます。隣接境界部はピンを立て、トラロープで囲みます。

当該地の駐車場台数は●●台とし、工事終盤に駐車台数を●●台に減らし、仮設コンテナハウス●棟を設置します。物流倉庫工事完了後は、当該地に設置したものを全て撤去し、復元します。

被害防除対策として、雨水は自然浸透とするため、ブルーシートに適度な穴を複数箇所設けます。雨水や土砂流出防止のため、勾配を取りながら敷き鉄板を設置します。安全対策としては、重機旋回内立入禁止の徹底、ガードマンによる的確な誘導、入場時間の事前確認、アースの確認を行います。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については適正であると認め、第1調査会としては、許可相当と判断します。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

4番について何か質問はございませんか。

よろしいですか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、4番を承認いたします。次の審議に入ります。

5番について調査結果の報告を成嶋委員長お願いいたします。

成嶋委員長 5番についてご報告します。

調査会資料は、32ページからになります。

本件は、所有権移転に伴う車両及び資材置場への転用許可申請です。

申請地は、●●の畑●●筆、●●㎡です。

申請地周辺は、甲種・1種・3種のいずれにも該当しない生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。

譲受人は、●●を営んでおり、●●に資材置場●●㎡を借りていますが、トラックについては、月極駐車場を転々と借りており、付近で

よい物件を模索していたところ、当該申請地を見つけ、既存施設を返却し、今回の申請に至ったものです。

計画内容は、自社車両として2 tトラック●●台、3 tトラック●●台を設置します。資材等としては、セメント、レンガ、足場材、施工道具等の備品を置きます。

敷地全体は、厚さ10 cmの砂利敷きとします。また、高さ120 cmの単管パイプ柵で囲います。

被害防除対策として、雨水は敷地内で自然浸透とします。出入口の部分はチェーンで施錠します。工事中は、近隣へほこりや土砂等が飛散しないよう十分に配慮します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準や立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については適正であると認め、第1調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

5番について何か質問はございませんか。

よろしいですか。

山崎委員 畑とその他の部分がありますよね。

成嶋委員長 山林があります。置場としては、農地と山林が一体で置場とします。

村越委員 両方同じ面積なんだ。

議長 そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」との声がございますので、5番を承認いたします。

議案第2号について、1番から5番について採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 ありがとうございました。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 議案第2号の6番につきましては、●●委員が関わるため、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定を準用し、除斥を求めます。

(●●委員が退席)

議長 6番について調査結果の報告を成嶋委員長お願いいたします。

成嶋委員長 6番についてご報告します。

調査会資料は、39ページからになります。

案件は、賃借権の設定に伴う資材置場兼車両置場への転用許可申請です。

申請地は、●●の畑●●筆、●●㎡です。

申請地周辺は、甲種・1種・3種のいずれにも該当しない生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。

譲受人は、●●に資材置場を配置していますが、事業拡大に伴い搬入資材が増え、新たな設置場所が必要になりました。

このほど●●の資材置場の対面である申請地を賃借し、一体として使用管理するのに最適な場所のため、今回の申請に至ったものです。

計画内容は、資材置場としてアームロール車用コンテナ●●台、コンクリート製品●●個、鉄板●●枚を設置します。

車両はバックホー●●台，8 t ユニック●●台を置きます。

砕石敷10cmの工事を実施し，法肩，法尻の内側100mmの場所に，3段のブロック積みと高さ3mの鋼板で仮囲いを設置します。

被害防除対策として，雨水は敷地内で自然浸透とします。砕石敷の工事中は，砕石等が敷地外へ落下しないよう注意します。また，仮囲いの設置により，砕石等の落下を防止します。出入口はチェーンで施錠します。

以上のとおり，現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ，農地の区分ごとの許可基準である立地基準，資力・信用等による転用の実現性，周辺農地への影響等について審査する一般基準については，適正であると認め，第1調査会としては許可相当と判断しました。

なお，譲受人に対し，許可された場合には，申請内容に基づき，責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

6番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので，6番を承認いたします。

議案第2号，6番を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手をお願いいたします。

(挙手)

議長 ありがとうございます。

挙手全員であります。

よって，本案は原案のとおり可決されました。

●●委員の除斥を解除いたします。

(●●委員が着席)

議長 それでは、次の議案に入ります。

議案第3号「農用地利用集積計画の決定について（その1～その4）」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局、お願いします。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 ご苦労さまでした。

議案第3号、その1につきましては、●●委員が農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定に該当しますので、除斥を求めます。

(●●委員が退席)

議長 それでは、議案第3号その1の審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。農政課、お願いします。

農政課 それでは、説明させていただきます。

所有権移転の案件です。

計画番号第1番から第2番は、●●に在住の農業者が●●の畑●●筆、田●●筆、●●の畑●●筆、合計面積●●㎡の所有権を移転するものです。

なお、以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

議案の説明がございました。

その1について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がありましたので、承認いたします。

議案第３号その１を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手)

議長 ありがとうございます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

●●委員の除斥を解除いたします。

(●●委員が着席)

議長 議案第３号その２につきましては、●●委員が農業委員会等に関する法律第３１条「議事参与の制限」の規定に該当しますので、除斥を求めます。

(●●委員が退席)

議長 それでは、議案第３号その２の審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。農政課、お願いします。

農政課 それでは、説明させていただきます。

所有権移転の案件です。

計画番号第３番は、●●に在住の農業者が●●の田●●筆、合計面積●●㎡の所有権を移転するものです。

なお、以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしております。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

議案の説明がございました。

その２について何か質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長 「なし」という声がございましたので、承認いたします。

議案第３号その２を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

（挙手）

議長 ありがとうございます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

●●委員の除斥を解除いたします。

（●●委員が着席）

議長 議案第３号その３につきましては、●●委員が農業委員会等に関する法律第３１条「議事参与の制限」の規定に該当しますので、除斥を求めます。

（●●委員が退席）

議長 それでは、議案第３号その３の審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。農政課、お願いします。

農政課 それでは、説明させていただきます。

利用権設定の案件です。

計画番号第１番から第２番は、農地中間管理事業の案件で、借受者は千葉県園芸協会です。千葉県園芸協会から賃貸借権の設定を受ける者は、●●に所在する農地所有適格法人で、●●の田●●筆、合計面積●●㎡に新規で賃貸借権を設定するもので、設定期間は１０年です。

なお、以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。
以上です。

議長 ご苦労さまでした。

議案の説明がございました。

その3について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、その3を承認いたします。

議案第3号その3を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 ありがとうございます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

●●委員の除斥を解除いたします。

(●●委員が着席)

議長 それでは、議案第3号その4の審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。農政課、お願いします。

農政課 それでは、説明させていただきます。

計画番号第3番は、●●に在住の農業者が●●の田●●筆、●●㎡に継続して賃貸借権を設定するもので、設定期間は6年です。

計画番号第4番から第5番は、●●に在住の農業者が●●の田●●筆、合計面積●●㎡に継続して賃貸借権を設定するもので、設定期間は6年です。

計画番号第6番は、●●に在住の農業者が●●の畑●●筆，●●の畑●●筆，●●の畑●●筆，●●の田●●筆，合計面積●●㎡に継続して賃貸借権を設定するもので，設定期間は3年です。

計画番号第7番は，●●に在住の農業者が●●の田●●筆，面積●●㎡に新規に賃貸借権を設定するもので，設定期間は10年です。

計画番号第8番は，●●に在住の農業者が●●の畑●●筆，合計面積●●㎡に継続して賃貸借権を設定するもので，設定期間は1年です。

計画番号第9番は，●●に在住の農業者が●●の畑●●筆，面積●●㎡に継続して賃貸借権を設定するもので，設定期間は1年です。

計画番号第10番は，●●に在住の農業者が●●の田●●筆，面積●●㎡に継続して賃貸借権を設定するもので，設定期間は5年です。

計画番号第11番は，●●に在住の農業者が●●の田●●筆，面積●●㎡に新規で賃貸借権を設定するもので，設定期間は10年です。

計画番号第12番は，●●に在住の農業者が●●の田●●筆，面積●●㎡に新規で使用貸借権を設定するもので，設定期間は5年です。

なお，以上の計画要請の内容は，経営面積・従事日数など，農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

議長 ご苦労さまでした。

議案の説明がございました。

その4について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので，その4を承認いたします。

議案第3号その4を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 ありがとうございます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 次の議案に入ります。

議案第４号「農用地利用集積等促進計画案への意見について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局、お願いします。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 ありがとうございました。

それでは、議案第４号の審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。農政課、お願いします。

農政課 それでは、説明させていただきます。

これから説明する計画番号全てが農地中間管理事業の案件で、借受者は千葉県園芸協会です。

計画番号第1番の千葉県園芸協会から権利の設定を受ける者は、●●●に在住する農業者で、●●の田●●筆、合計面積●●m²に新規で賃借権を設定するもので、設定期間は6年です。

計画番号第２番の千葉県園芸協会から権利の設定を受ける者は、●●●に在住する農業者で、●●の田●●筆、面積●●㎡に新規で賃貸借権を設定するもので、設定期間は１０年です。

計画番号第3番から5番の千葉県園芸協会から権利の設定を受ける者は、●●に在住する農業者で、●●の田●●筆、面積●●㎡に新規で賃貸借権を設定するもので、設定期間は10年です。

なお、以上の計画要請の内容は、従事日数など農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の各要件を満たしております。

議長 ご苦労さまでした。

議案の説明がございました。

何か質問はございませんか。

よろしいですか。

（「なし」の声あり）

議長 「なし」という声がありましたので、承認いたします。

議案第４号を採決いたします。

本案を原案のとおりとして、意見なしとして賛成する農業委員の方の挙手を願います。

（挙手）

議長 ありがとうございます。

挙手全員であります。

それでは、議案第４号が終了しましたので、農政課の方は退席されて結構です。

ご苦労さまでした。

（農政課職員退席）

議長 次の議案に入ります。

議案第５号「特定農地貸付の承認申請について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局，お願いします。

（議長の指名で事務局が総括説明）

議長 ご苦労さまでした。

それでは、審議に入ります。

１番について調査結果の報告を成嶋委員長お願いいたします。

成嶋委員長 １番についてご報告します。

調査会資料は、４６ページからになります。

本件は、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に基づく市民農園の開設で、「特定農地貸付け」と呼ばれるものです。

申請地は、●●在住の農家の方です。自己所有の農地を活用し、市

民農園を開設するものです。

申請地は、市街化調整区域内にある農地です。●●の畑●●筆、合計●●㎡です。

開設内容については、利用者への貸付期間は1年間で、市民農園の区画数は●●区画としており、利用者の募集方法は現地掲示板にて行い、選考方法は申込みをした者の中から先着順で決定します。

申請者は、農園内に管理者を配置し、適切な農地の維持、管理及び運営を行います。また、農地周辺地域に影響を及ぼさないよう、借受者に対し指導等を行い、農園の適切な利用の確保に努めるとのことです。

現地調査並びに面接調査の結果を審査したところ、特定農地貸付の各要件に合致していると認め、第1調査会としては、承認相当と判断しました。

なお、申請者に対して、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝え、その意思を確認しております。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

次に、事務局に補足説明を求めます。事務局、お願いします。

(事務局が補足説明)

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告及び補足説明がございました。

1番について何か質問はございませんか。

はい、どうぞ。

橋本委員 貸し農園は●●区画ほどで、結構多いと思うんですけども、満杯になった場合の駐車場は確保されているんでしょうか。

成嶋委員長 地権者に面接のときに聞きました。駐車場が少ないんじゃないですかと聞いたんですけども、いっぱいになることはないそうです。

橋本委員 はい。

成嶋委員長 一遍に来ないですから、大丈夫だそうです。

橋本委員 分かりました。

成嶋委員長 あと自転車だとか、そういう人たちが多いということです。

議長 そのほかございませんか。
はい，どうぞ。

山崎委員 駐車場用地というのは，どの辺なんですか。

成嶋委員長 農園の前です。

山崎委員 農園の前。

成嶋委員長 はい。

山崎委員 分かりました。で，何台分ぐらい。

成嶋委員長 ●●台ぐらいですね。

山崎委員 ●●台分ね。

議長 よろしいですか。

（「なし」の声あり）

議長 「なし」という声がありましたので，1番を承認いたします。
議案第5号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 ありがとうございました。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 以上で、本日の議案審議は終了いたしました。

次に、報告事項がございますので、一括して事務局に説明を求めます。事務局、お願いします。

(議長の指名で事務局が報告事項について説明)

議長 いずれも報告事項でございますので、ご了解を得たいと思います。

今後の予定を申し上げます。

12月25日水曜日、12月26日木曜日が調査会で、12月25日は午前9時から、12月26日は午後1時からです。場所は、両日とも、分室3の1階、第1会議室の予定です。

担当は、農地第2調査会でございます。

令和7年1月10日金曜日が総会で、午後2時から、場所は分室3の2階、第4会議室で行う予定です。

以上をもちまして、第5回柏市農業委員会総会を閉会いたします。

慎重審議ありがとうございました。

(午後3時00分閉会)